

BMW Motorrad エマージェンシー・サービスの利用について

1. サービスの概要

車両の利用中に万一不具合などが発生し、車両の走行に困難が生じた場合、BMW Motorrad エマージェンシー・サービスは以下のサービスを提供します。

● 電話によるアドバイス

エマージェンシー・サービスが年中無休・24時間体制でお客様からのお電話を受け付け、以下の電話対応を行います。

- ・車両の操作方法、故障・不具合などの応急措置・対処方法のアドバイス
- ・事故時の保険会社への連絡代行
- ・終日営業のガソリンスタンドの案内
- ・ご家族、ご友人、会社などへの伝言取次ぎなど

● 現場修理

電話によるアドバイスだけではトラブルを解消できない場合、エマージェンシー・サービスの提携業者がトラブル現場まで出張し、以下の対処を無償で行います。

- ・30分程度で対応可能な応急処置
 - ・バッテリー上がり時の緊急対処(お客様の過失によるバッテリー上がりは除く)
 - ・ガス欠時のガソリン補給
- ※ エマージェンシー・サービスの費用負担は、提携業者の出張料、30分程度のトラブル現場での作業料のみです。修理に要する部品、消耗品、油脂類などの費用はお客様のご負担となります。
- ※ 自動車事故の場合は、有償となります。
- ※ お客様ご自身でご手配の場合、エマージェンシー・サービスでの費用負担はできません。

● レッカーサービス

トラブル現場での修理が困難な場合、または修理が30分を超えると判断される場合は、車両をトラブル現場から最寄りのBMW Motorrad 正規ディーラーまで無償(休日・夜間などで、車両を直ちに搬入できない場合は、搬入までの車両の保管費用も含む)で牽引します。

- ※ 年末年始・GW・お盆など、BMW Motorrad 正規ディーラーが長期間休業の場合は、お客様のご自宅での保管を御願いすることができます。
- ※ お客様または販売ディーラーの意向で、最寄りのBMW Motorrad 正規ディーラーを超えて牽引する場合、牽引料金の超過分はお客様または販売ディーラーのご負担となります。
- ※ お客様ご自身でご手配の場合、エマージェンシー・サービスでの費用負担はできません。

● 代替交通手段の手配

外出先で車両の走行に困難が発生し、車両の修理完了までに長時間を要すると判断される場合には、旅行を継続するため、または帰宅するために、以下の代替交通手段を手配し、その費用を負担します。ただし、ご利用は、エマージェンシー・サービスが手配したもの、または事前に承認したものに限らせていただきます。

・レンタカー

- ※ 1800cc以内の4輪自動車を最長2日間手配いたします。
- ※ ガソリン代、有料道路代、自動車保険追加料などの費用はお客様のご負担となります。
- ※ 他の交通手段との併用はできません。

※ 代車としてのご利用はできません。

・タクシー

- ※ ご利用は移動距離30km以内でご利用1回のみに限らせていただきます。
- ※ 費用は、お客様に立て替えていただき、後日改めての精算となります。

・鉄道・飛行機などの公共交通機関

- ※ 座席クラスは普通車、エコノミークラスとなります。
- ※ 費用はお客様に立て替えていただき、後日改めての精算となります。

● 宿泊の手配

車両の修理に半日以上を要し、他の公共交通機関が時間・天候の影響で手配できない場合、車両故障発生日に1名につき1泊2万円を上限に、宿泊を手配し、その費用を負担します。ただし、ご利用は、エマージェンシー・サービスが手配したもの、または事前に承認したものに限らせていただきます。

※ 費用負担は、ルームチャージ料およびルームチャージに関わる税金のみとし、食事、クリーニング代、電話料金などの私的な利用に関する費用は負担できません。

● 車両の回送など

修理に長時間を要するためにお客様にご帰宅いただいた場合、修理完了後、以下の手配を行い、その費用を負担します。ただし、ご利用は、エマージェンシー・サービスが手配したもの、または事前に承認したものに限らせていただきます。

・車両回送

ご自宅または車両の購入ディーラー、もしくは車両の修理・点検などサービスを実施しているディーラーまで車両を回送いたします。

※ 車両の到着まで、若干の時間を要する場合があります。

※ 購入ディーラー、または車両の修理・点検などサービスを実施しているディーラーからの車両回送はできません。

・車両引取りのための交通費

修理完了後、車両引取りのための往路1名分の公共交通機関の費用を負担します。

※ ご利用は、タクシー、公共交通機関の利用と同様とさせていただきます。

※ 購入ディーラー、または車両の修理・点検などサービスを実施しているディーラーへの車両引取りの場合は、費用負担できません。

2. サービスの有効期間

車両登録日から新車保証・新車延長保証・認定中古車保証・認定中古車延長保証のいずれかの満了日までとなります。

※ サービス有効期間終了後、電話受付以外のサービスの利用はすべてお客様ご自身のご負担となります

3. サービスの適用対象

保証書に車両情報が記載された車両に限らせていただきます。

4. サービスを無償で利用できない場合

以下のような場合、エマージェンシー・サービスでの費用負担はできません。

- ・ユーザー情報不明の場合(車検証不携帯など)
- ・日本国外でトラブルが発生した場合
- ・車両の走行に差しつかえのない故障
- ・盗難車、違法・不正改造車ならびに整備不良な車両
- ・鍵の破損や紛失
- ・エマージェンシー・サービスの事前承認を得ることなく、お客様ご自身で手配を行った場合
- ・事故やお客様の過失に起因する場合(タイヤパンクなど、外的な要因に起因するトラブル)
※ 釘を拾った場合や縁石に乗り上げた場合など、衝突によるタイヤパンクについては、お客様に費用をご負担いただきます。
- ・車両の走行困難な状態が、戦争、テロ、侵略、外国の敵対行為、暴動、内乱、またはそれに準じた事態に直接または間接的に起因して生じた場合
- ・車両の走行困難な状態が、レースやラリーなどに使用されたことに直接または間接の原因として発生した場合
- ・車両の走行困難な状態が、法律または諸規則の故意による違反、または条例などにより禁止されている行為により発生した場合
- ・車両の走行困難な状態が、法律で定められている運転者の運行管理義務、定期点検を怠った結果発生したものであると判断された場合
- ・車両の走行困難な状態が、BMW Motorrad 正規ディーラーによる修理・定期点検を怠った結果、または純正・推奨部品を使用していない結果、発生したものであると判断された場合
- ・車両の走行困難な状態が、日常点検義務を怠り、整備不良のまま運転したことが原因である場合
- ・車両の走行困難な状態が異常気象、地震、台風、洪水、集中豪雨、地滑り、火山の噴火、津波、その他の天変地変を直接または間接的な原因として発生した場合
- ・車両の走行困難な状態が、利用者の故意に発生させられたものである場合
- ・通信機器、コンピュータ・システムなどに、地震、異常気象等の天災または火災などのやむを得ない事由により重大な障害が生じ、それらの修理点検のため、エマージェンシー・サービスを提供できない場合

5. サービスの継承と譲渡

車両の使用名義人に変更が生じた場合、サービスは継承できません。

また第三者に権利を譲渡することはできません。